

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン改定（案）の概要

1 改定の趣旨

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下、「困難女性支援法」という。）第8条第3項の規定に基づき、本市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるため、令和5年3月に策定した「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」（以下、「第5次ハーモニープラン」という。）を改定します。

2 改定概要（ページ数は、**資料4－3改定（案）※抜粋**のページです）

（1）第1章 計画の考え方（P1）

ア 「2 背景」（P3～13）

以下の社会経済情勢や、国、県の動向等を追加します。

- ・女性が抱える問題が多様化・複合化・複雑化し、包括的な支援が必要となっていること
- ・国の動向：困難女性支援法の施行、基本方針の公示 等
- ・千葉県の動向：基本計画の策定・関連事業の実施 等
- ・千葉市の動向：困難女性支援に関する経緯 等

イ 「4 位置づけ・期間」（P15）

本改定により、第5次ハーモニープランは、困難女性支援法第8条第3項に規定されている市町村基本計画を兼ねるものとします。

（2）第2章 施策の内容（P18）

基本目標 II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現（P29）

施策の方向性 （3）男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援（P34）

ア 【現状と課題】（P34～40）

本市における困難を抱える女性をめぐる現状と課題を追加します。

イ 【具体的事業】（P42）

次のとおり、具体的事業のうち、「女性のためのつながりサポート事業」を「困難女性支援事業」として拡充するとともに、関連事業を追加します。

- ・基本的施策 ②貧困や孤独・孤立など困難を抱える女性への支援（一部）



事業名
女性のためのつながりサポート事業

改定前

事業名
女性相談支援員による支援
困難女性支援事業
学校における支援・周知啓発
関係機関連携会議

改定後

ウ 【指標】(P30)

次の指標を追加します。

項目	現状値	目標値
困難女性支援事業における新規相談者数	432 人 (令和 6 年度)	500 人 (令和9年度)

3 第5次ハーモニープランの時点修正

今回の計画改定に合わせ、次のデータや資料等を時点修正します。

- (1) 「第1章 計画の考え方」 - 「2 背景」に掲げているグラフ等のデータ
- (2) 「第2章 施策の内容」 - 「基本目標II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現」
- 「施策の方向性（3）男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援」に掲げているグラフ等のデータ
- (3) 「参考資料」に掲げる、経緯、法令等